募集要項等の修正(新旧対照表) 【第2回】

平成25年9月13日に公表した「女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業」募集要項等の一部を次のように修正する。

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)							修正	後(10月9	9日公表)	
1	募集要項		用語の定義	各排水事業者と排水処理施設を結ぶ管渠をいう。						各排水事業者	針と排水処理が	施設を結ぶ管	渠 <u>及び、海域への放流の</u>	ための排
			【専用管渠】						水	<u>水処理施設と雨水ボックスカルバートを結ぶ管渠</u> をいう。				
2	募集要項	2	第2	海域放流(放	<u>效流</u> 基準値以一	下にて)				海域放流(<u>排</u>	<u>非水</u> 基準値以了	下にて)		
			4 整備計画の概要											
			項目 処理水の取り扱い											
3	募集要項	2	第2			T		7	,			1		1
			4 整備計画の概要 項目 水質基準	' ' ' ' ' '	t入水質 g/1)		<u>放水</u> 基準 (mg/1)				i入水質 g/1)		<u>排水</u> 基準 (mg/1)	
				BOD	2,000	_	_			BOD	2,000	_	_	
				COD	1,000	COD	160 (日間平均 120)			COD	1,000	COD	160 (日間平均 120)	
				SS	1,000	SS	200 (日間平均 150)			SS	1,000	SS	200 (日間平均 150)	
				T-N	150	T-N	120 (日間平均 60)	_		T-N	150	T-N	120 (日間平均 60)	
				Т-Р	30	T-P	16 (日間平均8)			T-P	30	T-P	16 (日間平均8)	
				N-^‡	250	N-^‡	30			N-^‡	250	N-^‡	30	
				_	_	рН	5.0~9.0			_	_	рН	5.0~9.0	
4	募集要項	4	第2		•	,	「のとおりである。	11 o # h			` `	, , _ , , . ,	のとおりである。	11 0 11 10
			8 事業スケジュール (予定)				水事業者の操業開始時期 も早期に稼働できること						水事業者の操業開始時期 も早期に稼働できること	
				一合いを与思する い。	32、平成 21	午4月より	も早期に修働じさること	こか圣まし	一つい		0 と、平成 27	年4月より	も早期に修測できること	か至まし
					て供用開始した	- 堪合であっ	っても、維持管理・運営期	間け亚成	- ['	•	・仕田開始)を	- 提合であっ	ても、維持管理・運営期	間け亚成
				46年3月まで			人口、惟以自在 连百分	11H1147 11-147		年3月まで			(0) 作的自任 连百为] 11
					 年月		内 容			_ 1 0 / 1 00 0 0	- / 3°。 年 月		内 容	
				平成26年3	-		事業契約の本契約	の締結		平成26年3月	-		事業契約の本契約	の締結
				平成26年3月~平成27年3月 設計・建設期間				平成26年3月	月~平成27年:	3月	設計・建設期間			
				平成27年4	月~平成 <u>46</u> 年	3月(20年間	制)維持管理・運営期	間		平成27年4月	月~平成 <u>47</u> 年:	3月(20年間	引)維持管理・運営期	間
							,						•	

通番	資料名	頁数	項目		修正前(9月13日公表)		修正後(10月9日公表)
5	募集要項	4	第29 (1) 施設整備に係る対価	興交付金基金) 636号。農林が に定める「ト し、町が全額を ただし、汚済	交付要綱(農林水 、産事務次官依命通 水産業共同利用施 ・支払う。詳細は別 ことの再利用に向けた を設を設置する場合	こついては、東日本大震災復興交付金(復 注産省)(平成24年1月16日付け23予第 採知)の第5(復興交付金事業等の内容) 正設復興整備事業」として、交付金を活用 別紙1参照すること。 上処理施設等、排水処理施設とあわせて独 会、当該施設については事業者の負担によ	興交付金基金) 636 号。農林が に定める「ト し、町が全額だける。 ただし、汚が 自に附帯するが より整備する。 ととなる。 なお、附帯が (附帯施設を)	交付要綱(農林水 水産事務次官依命通 水産業共同利用が を支払う。詳細は別 尼の再利用に向けた 施設を設置する場合 か、若しくは施設生 施設を施設整備に	こついては、東日本大震災復興交付金(復 (文産省)(平成24年1月16日付け23予第 (知)の第5(復興交付金事業等の内容) (記設復興整備事業」として、交付金を活用 川紙1 <u>を</u> 参照すること。 一処理施設等、排水処理施設とあわせて独 会、当該施設については、事業者の負担に (整備に係る対価の対象に含め、整備すること (係る対価により整備することとした場合 役とした場合 他)、排水処理施設と同様
6	募集要項 ※公表済 (9/30)	7	第3 1 (3) ア 設計企業及び工事監理企 業の要件			(昭和 39 年女川町規則第8号) に基づく 札参加資格承認を受けていること。	平成 25 · 町物品調	26 年度建設工事入 達等入札参加資格§	(昭和 39 年女川町規則第 8 号) に基づく 、札参加資格承認を受けている <u>又は、女川</u> 要項 (平成 20 年女川町訓令甲第 30 号) に 等に登録されていること。
7	募集要項 別紙 1	1-1	第1 2 施設整備に係る対価(一括	施設整備に係	系る対価に相当する	が額は、次の費用を含むものとする。	施設整備に何	系る対価に相当する	3額は、次の費用を含むものとする。
	23 37/24 1		払い)	項目	区分	構成される主な費用の内容	項目	区分	構成される主な費用の内容
				施設整備に係る対価	排水処理施設の 設計・建設費 その他費用	 ・事前調査費 ・設計費(設計関連業務含む) ・建設工事費(試運転に係る費用含む) ・工事監理費 ・上記業務に関連する手続きに係る経費 ・その他設計・建設に係る経費 ・上記に係る建設期間中に要する金利 ・その他設計・建設に関して必要となる費用 	施設整備に係る対価	排水処理施設の 設計・建設費 その他費用	・事前調査費 ・設計費(設計関連業務含む) ・建設工事費(試運転に係る費用含む) ・工事監理費 ・上記業務に関連する手続きに係る経費 ・その他設計・建設に係る経費 ・その他設計・建設に関して必要となる費用

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
8	募集要項別紙 1	1-4	第13 (6)流量計使用料金について	事業者は、排水事業者の毎月の排水量を計量するために設置する流量計について、その設置に係る費用は、事業者が自ら資金を調達し、供用開始後に排水事業者から毎月定額の料金を徴収するものとする。 流量計使用料金の徴収は、使用料金と同様の方法により実施するものとする。	について、その設置に係る費用は、事業者が自ら資金を調達し、供用開始 後に排水事業者から毎月定額の料金を徴収するものとする。 <u>ただし、排水</u>
9	募集要項別紙 1	1-6	第1 4 (3) <算定式>	①最低保証基準額が年間維持管理・運営経費以下の場合 最低保証額(維持管理・運営に係る対価) = 最低保証基準額 <u>(※1)</u> — 年間使用料金収入(※2) ②最低保証基準額が年間維持管理・運営経費より大きい場合 最低保証額(維持管理・運営に係る対価) = 年間維持管理・運営経費 — 年間使用料金収入(※2) ※1: <u>基準排水量×基準単価により算定</u> ※2:排水事業者から支払われる使用料金・流量計使用料金による 収入の年間合計額(未収金額を含む)	①最低保証基準額が年間維持管理・運営経費 <u>(※1)</u> 以下の場合 最低保証額(維持管理・運営に係る対価) = 最低保証基準額 - 年間使用料金収入(※2) ②最低保証基準額が年間維持管理・運営経費より大きい場合 最低保証額(維持管理・運営に係る対価) = 年間維持管理・運営経費 - 年間使用料金収入(※2) ※1:年間を通じ、維持管理・運営にかかった経費 ※2:排水事業者から支払われる使用料金・流量計使用料金による収入の年間合計額(未収金額を含む)
10	募集要項別紙 1	1-7	第2 2 維持管理・運営に係る対価 (最低保証)	排水事業者からの排水が最低保証の必要となる基準より少なく、かつ、 最低保証基準額(又は維持管理・運営経費)よりも使用料金収入が少ない 場合、町は業務報告書の受領後10日以内に事業者へモニタリングの結果及 び最低保証額を通知する。	証額を通知する。 事業者は、通知を受領した後、速やかに <u>町の定める様式による</u> 請求書を 提出する。町は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対して維持管

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)				修正後(10月9日公表)
11	募集要項	1-8	第3	改定の対象	となる <u>費目は次のと</u>	<u>おり</u> とし、それ以外の費用については、	改定の対象	となる <u>費用</u> は <u>以下の</u>	「対象となる費目」に属する費用とし、
	別紙 1		2	原則として料金改定対象外とする。ただし、 <u>下記の費目においても</u> 事業者 そ		それ以外の費用については、原則として料金改定対象外とする。ただし、			
			(1)	の維持管理・注	軍営業務の方法に起因	国して費用が増加した場合や事業者の工	以下の「対象	となる費目」に属す	<u>る費用であっても、</u> 事業者の維持管理・
			ア 改定の対象となる費用	夫 <u>(経営努力</u>	<u>)</u> により削減したと	認められる場合は改定対象としない。	運営業務の方	法に起因して費用が	が増加した場合や事業者の工夫により削
							減したと認め	られる場合は改定対	象としない。
				料金	業務	対象となる費目			
				使用料金	排水処理施設の	• 光熱水費	料金	業務	対象となる費目
					維持管理・運営	・用役費(事業者起因の増加は除く)	使用料金	排水処理施設の	・光熱水費
						• 汚泥処理費		維持管理·運営	・用役費(事業者起因の増加は除く)
						・使用料金徴収に係る経費(未収費			・汚泥処理費
						用含む)			・使用料金徴収に係る経費(未収費用
						・水質管理に係る経費			含む)
					専用管渠の維持	・巡視・点検に係る経費			・水質管理に係る経費
					管理	・清掃・修繕に係る経費		-	<u>・人件費</u>
				流量計使	排水処理施設の	・流量計の設置及び管理に係る経費			・保守管理費
				用料金	維持管理・運営			専用管渠の維持	・巡視・点検に係る経費
								管理	・清掃・修繕に係る経費
									・流量計の設置及び管理に係る経費
							用料金	維持管理・運営	
12	募集要項	1-8	第3		T			ı	
	別紙 1	\sim	2	対象費目	基準	備考	対象費目	基準	備考
		1-9	(1) イ 改定対象となる基準	光熱水費	電気、水道などの 連費用の料金改定が された場合		光熱水費	電気、水道などの 連費用の料金改定 された場合	
				その他経費	対象となる費目 <u>の</u> 間経費が、料金設 した時点(当初は 業契約締結した 点。改定後は直近 改定した時点)と 較して、10%以上 減した <u>(乖離した)</u> 場合	<u>ま</u> <u>寺</u> ・改定対象となる <u>基準</u> について は、町と事業者との協議により 最終的に決定する	その他経費	「ア 改定の対象 なる費用」に規定 「対象となる費目 欄の費用毎にその 価(費目によって 年間経費)」が10% 上増減した場合	の・改定対象となる費目及び当該費」目について単価と年間経費の単いずれを基準とするのかにつはいては、町と事業者との協議に
				_					

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
13	募集要項	1-9	第3	(ア) 光熱水費	(ア) 光熱水費
	別紙1		2	電気料金をはじめとした各光熱水費について、それぞれ料金改定が	電気料金をはじめとした各光熱水費について、それぞれ料金改定が
			(1)	された場合、改定対象となる金額(提案額又は改定後は直近改定額)	された場合、料金改定後の光熱費に基づき、使用料金等を改定する。
			ウ 改定の方法	と直近の光熱水費の比率を算定する。このとき、指数比に小数点第4	
				位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	(イ) その他経費
				ただし、価格比の絶対値が10%以下であった場合には、物価変動に	「ア 対象となる費用」に規定の「対象となる費目」欄の費用毎に
				基づく料金改定を行わないものとする。	<u>その単価(費目によっては年間経費)に変動</u> が発生した場合、 <u>変動後</u>
					<u>の単価(費目によっては年間経費)の金額を、現行の使用料金等を決</u>
				(イ) その他経費	めた際(提案時又は改定後は直近改定時)の当該費目の金額で除し、
				<u>基準に当てはまる物価変動</u> が発生した場合、 改定の対象となる金額	価格比を算定する。このとき、比率に小数点第4位未満の端数が生じ
				(提案額又は改定後は直近改定額)と直近の金額の比率を算定する。	た場合には、これを切り捨てるものとする。
				このとき、比率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを	算定された価格比が0.9以下、若しくは、1.1以上の場合には、変動
				切り捨てるものとする。	後の単価(費目によっては年間経費)の金額に基づき、使用料金等を
				算定された価格比をもとに改定額を算定する。ただし、価格比の絶	<u>改定する。</u>
				対値が10%以下であった場合には、物価変動に基づく料金改定を行わ	
				<u>ないものとする。</u>	
14	募集要項	1-9	第3	事業期間中、【毎月末】に各光熱水費の改定の有無について確認する。	事業期間中、【毎月末】に各光熱水費の改定の有無について確認する。
	別紙 1		2	このとき、当該改定が上記の改定基準を満たす場合には、改定を実施する。	このとき、当該改定が上記の改定基準を満たす場合には、改定を実施する。
			(1)	改定が必要であると判断された場合には、確認時の翌々月の <u>支払い</u> より	改定が必要であると判断された場合には、確認時の翌々月の <u>使用料金等</u>
			エ	反映するものとする。	<u>の額</u> より反映するものとする。
			(ア) 光熱費		
15	募集要項	1-9	第3	毎年1月に改定の要否について判断する。	毎年1月に改定の要否について判断する。
	別紙 1		2	改定が必要であると判断された場合には、 <u>確認時の翌年度の支払い</u> より	改定が必要であると判断された場合には、 <u>翌事業年度(4月以降)の使</u>
			(1)	反映する。	<u>用料金等の額</u> より反映する。
			工		
			(イ) その他経費		
16	募集要項	1-10	第3	3 維持管理・運営に係る対価	3 維持管理・運営に係る対価 (最低保証)
	別紙 1		3 維持管理・運営に係る対価	維持管理・運営に係る対価については、次のルールに適合する場合に、	
				改定ができるものとする。原則として次の改定ルールに基づいて行うも	
				のとするが、改定に当たっては、事前に町に対して説明を行うものとし、	する。原則として次の改定ルールに基づいて行うものとするが、改定に
				町の承諾を得るものとする。	当たっては、事前に町に対して説明を行うものとし、町の承諾を得るも
					のとする。
					なお、基準単価が改定された場合、維持管理・運営に係る対価(最低
					<u>保証)は、改定後の基準単価に基づき、算定される。</u>

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
17	要求水準書	1	第1	施設の設計・建設に係る期間(以下「設計・建設期間」という。)は平	施設の設計・建設に係る期間(以下「設計・建設期間」という。)は平
			2 事業期間	成 26 年 3 月から平成 27 年 3 月までとする。	成 26 年 3 月 から平成 27 年 3 月までとする。
				施設の維持管理・運営に係る期間(以下「維持管理・運営期間」という。)	施設の維持管理・運営に係る期間(以下「維持管理・運営期間」という。)
				は平成27年4月から平成 <u>46</u> 年3月までとする。	は平成27年4月から平成 <u>47</u> 年3月までとする。
				ただし、対象地域に立地予定の排水事業者の操業開始時期との兼ね合い	ただし、対象地域に立地予定の排水事業者の操業開始時期との兼ね合い
				を考慮すると、平成 27 年 4 月よりも早期に稼働できることが望ましく、	を考慮すると、平成 27 年 4 月よりも早期に稼働できることが望ましく、
				事業者は早期の供用開始することを前提として提案することができる。供	事業者は早期の供用開始することを前提として提案することができる。供
				用開始時期の遅延は、町が事業者の責めに帰さない特段の事由によるもの	用開始時期の遅延は、町が事業者の責めに帰さない特段の事由によるもの
				と認める場合に限る。	と認める場合に限る。
				なお、早期供用開始した場合であっても、維持管理・運営期間は平成	なお、早期供用開始した場合であっても、維持管理・運営期間は平成
				<u>46</u> 年3月までとする。	<u>47</u> 年3月までとする。
18	要求水準書	2	第1	注1)排水事業者と本施設を結ぶ専用管渠については、本事業とは別に町	注1) 専用管渠については、本事業とは別に町が設置する。専用管渠は、
			4	が設置する。専用管渠は、水産加工団地の整備にあわせ順次整備を進	水産加工団地の整備にあわせ順次整備を進め、平成 29 年度までに全
			(1) 本施設の設計・建設	め、平成 29 年度までに全面整備する予定である。	面整備する予定である。
			注1)	なお、石浜・宮ヶ崎地区については概ね平成 25 年度中に、伊勢地	なお、石浜・宮ヶ崎地区については概ね平成 25 年度中に、伊勢地
				区については平成29年度までに整備する予定である。	区については平成 29 年度までに整備する予定である。
19	要求水準書	6	第2	ア 本事業を実施するために必要な施設・設備は、添付資料1に示す敷地	ア 本事業を実施するために必要な施設・設備は、添付資料1に示す敷地
			1	境界内に配置すること。 <u>ただし、臭気等周辺地域への影響が懸念される</u>	境界内に配置すること。 <u>附帯施設の事業用地内への配置は、臭気等周辺</u>
			(1) 施設配置上考慮すべき	ため、附帯施設の事業用地内への設置はできないものとする。附帯施設	<u>環境への対策が十分になされている場合にのみ、認める。</u> 附帯施設とは、
			事項	とは、排水処理施設の本質的な施設である、水処理施設、汚泥処理(濃	排水処理施設の本質的な施設である、水処理施設、汚泥処理(濃縮、脱
				縮、脱水工程)施設それに付随する管理施設(作業員の控え場所等)以	水工程)施設それに付随する管理施設(作業員の控え場所等)以外の施
				外の施設をいう。	設をいう。
				イ 本施設への流入汚水管の位置、高さは添付資料8を参照すること。	イ 本施設への流入汚水管の位置、高さは添付資料8を参照すること。
					ウ 搬出入動線の決定に当たっては、事業用地と前面道路の地盤高さに留
				意すること。詳細は添付資料9を参照すること。	意すること。詳細は添付資料9を参照すること。
				エ 本施設と海域への放流管との取合い条件は添付資料 10 を参照するこ	
				と。	
					オ 本施設が立地する石浜・宮ヶ崎地区では、同地区の立地予定の水産加
					工業者により、工場の景観について外壁の色の統一に向けた検討が行
					われている。そのため、工場の景観が統一された場合には、本施設の
					<u>外壁の色も同様とすること。</u>

~= H) (1 I B	7	XF	12=13 (07)	<u> </u>	ואבע ייי אבע	- 27
20	要求水準書	14	第 3	事業者は、事業期間を通じた修繕計画を作	作成し、町に提出すること。事	事業者は、事業期間を通じた修繕計画を作	成し、町に提出すること。事
			2	業者は、事業期間を通じた修繕計画について	て、点検・検査結果に基づき毎	業者は、事業期間を通じた修繕計画について	、点検・検査結果に基づき毎
			(2)	年度更新し、町に提出すること。		年度更新し、町に提出すること。	
			イ 修繕及び機器更新	事業者は、修繕計画及び点検・検査結果は	工基づき、施設の基本性能を維	事業者は、修繕計画及び点検・検査結果に	基づき、施設の基本性能を維
				持するために、自らの費用と責任において、	<u>補修</u> を行うこと。	持するために、自らの費用と責任において、	<u>修繕</u> を行うこと。
				各設備・機器の修繕に係る記録は適切に管	管理し、法令等で定められた年	各設備・機器の修繕に係る記録は適切に管	理し、法令等で定められた年
				数又は町との協議による年数を保管すること	<u>L</u> 0	数又は町との協議による年数を保管すること	0
				大規模修繕とは、躯体の改修や設備の抜る	体的な入れ替えを言い、町は、	大規模修繕とは、躯体の改修や設備の抜本	的な入れ替えを言い、町は、
				原則、維持管理・運営期間中に実施すること	とは想定していない。ただし、	原則、維持管理・運営期間中に実施すること	は想定していない。ただし、
				本事業で扱う流入水は海水が混入しており、	排水施設内の機器の一部では	本事業で扱う流入水は海水が混入しており、	排水施設内の機器の一部では
				常時塩分濃度が高い特殊な環境下にさらされ	1、適正な維持管理をしていて	常時塩分濃度が高い特殊な環境下にさらされ	、適正な維持管理をしていて
				も錆・腐食及び電食等の劣化を抑制すること	が困難な状況が発生すること	も錆・腐食及び電食等の劣化を抑制すること	が困難な状況が発生すること
				が想定される。そのため、維持管理・運営期	間中におけるポンプ等機器の	が想定される。そのため、維持管理・運営期	間中におけるポンプ等機器の
				交換は、事業者自身が実施するものとする。		交換は、事業者自身が実施するものとする。	
				その際、「補助金等に係る予算の執行の適	i正化に関する法律施行令」で	その際、「補助金等に係る予算の執行の適」	E化に関する法律施行令」(昭
				定める処分制限期間を経過していることが多	条件であり、事前に町に説明す	和 30 年政令第 255 号) で定める処分制限期	間を経過していることが条件
				ること。また、事業者の責によらない自然の	災害により必要となる修繕は、	であり、事前に町に説明すること。また、事	業者の責によらない自然災害
				事業契約書の規定に従うものとする。		により必要となる修繕は、事業契約書の規定	どに従うものとする。
21	要求水準書	15	第3	事業者は、事業実施用地内に放流水量計	則用の流量計を設置すること。	事業者は、事業実施用地内に放流水量計測	川用の流量計を設置すること。
			2	なお、計測値の記録方法は事業者の提案に	こよる。また、各排水事業者の	なお、計測値の記録方法は事業者の提案に	よる。また、各排水事業者の
			(7) 本施設からの放流水量	排水量の計測値の合計と、排水処理施設から	の放流水量の計測値が一致し	排水量の計測値の合計と、排水処理施設から	の放流水量の計測値が一致し
			計測	ない場合の処置は、募集要項別紙1を参照で	すること。	ない場合の処置は、募集要項別紙1を参照す	-ること。
						また、本施設からの放流水量は、各種返流	水の影響を受けない条件であ
						れば、本施設への流入水量に置き換えること	も可能とする。
22	要求水準書	16	第3	管渠内の閉塞やマンホールの腐食、劣化及	びマンホールポンプの不具合	管渠内の閉塞やマンホールの腐食、劣化及	びマンホールポンプの不具合
			2	が生じないように、下表に揚げる要領でマ	ンホール及び管渠等の目視点	が生じないように、下表に揚げる要領でマン	ンホール及び管渠等の目視点
			(12) 専用管渠の維持管理	検、清掃・修繕並びにマンホールポンプの係	R守を行うこと。専用管渠の計	検、清掃・修繕並びにマンホールポンプの保	守を行うこと。専用管渠の計
				画資料を添付資料 13 に示す。		画資料を添付資料 13 に示す。	
				項目	点検頻度	項 目	頻度
				マンホール及び管渠等の目視点検	1ヶ月に1回以上	マンホール及び管渠等の巡視※1	1ヶ月に1回以上
				マンホール及び管渠等の清掃	2ヶ月に1回以上	マンホール及び管渠等の点検※2	6ヶ月に1回以上
				マンホール及び管渠等の修繕	必要が生じた時に実施	マンホール及び管渠等の調査※3	必要が生じた時に実施
				マンホールポンプの保守(洗浄)	3ヶ月に1回以上	マンホール及び管渠等の清掃※4	必要が生じた時に実施
				1	 		
				マンホールポンプの保守(分解・修繕)	必要が生じた時に実施	マンホール及び管渠等の修繕 <u>※ 5</u>	必要が生じた時に実施
				マンホールポンプの保守(分解・修繕)	必要が生じた時に実施	マンホール及び管渠等の修繕 <u>※ 5</u> マンホールポンプの保守(洗浄)	必要が生じた時に実施 3ヶ月に1回以上

修正前(9月13日公表)

修正後(10月9日公表)

通番

資料名

頁数

項目

通番	資料名 頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
				注)マンホール及び管渠等には、本管、マンホール(蓋も含む)、取付管
				及び公共桝が含まれる。
				注)表中の項目欄の※1~※5の定義は以下のとおり。
				※1巡視とは、マンホールの蓋を開閉せず、マンホール及び管渠等が埋
				設された道路の状態及びマンホール蓋の状態を定期的に観察する
				ことを基本に、マンホール及び管渠等における不具合等異常の予兆
				を発見することを目的に行う業務。
				※2点検とは、マンホールの蓋を開閉した上で、目視によりマンホール
				の内部及びマンホールから目視可能な範囲の管渠内の状態を観察
				し把握するとともに、不具合等異常箇所を早期に発見することを目
				的に実施する業務。
				※3調査とは、巡視又は点検により確認された異常に対してし、対応(清
				掃、修繕、改築)の必要性の程度を判断するため、映像や目視等の
				直接目で判断できる異常を探し出すために行う業務(視覚調査)。
				マンホールではマンホール目視調査を、管渠ではTVカメラ調査を
				行う。視覚調査には、巡視又は点検結果に基づいて定期的に実施す
				<u>るケース、施設に異常等が発生した場合に緊急的に実施するケース</u>
				<u>がある。</u>
				※4清掃とは、マンホール及び管渠等の内部に堆積あるいは付着した土
				砂や汚泥等を取り除く業務。清掃には、点検や調査結果を受けて実
				施するケース、定期的に実施するケース、悪臭や閉塞等が発見され
				た場合に実施するケースがある。清掃に伴い発生した土砂及び汚泥
				等の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正
				に行うこと。
				※5修繕とは、異常が発生したマンホール及び管渠等を修理して、機能
				を維持するために行う業務。本事業では、マンホール内の破損やク
				ラック等の部分的な修繕及びマンホール蓋の取替えを想定してい
				る(その際の材料は町が支給する)。なお、管渠については、清掃
				や修繕により機能を回復できないような場合に部分布設替えが必要しなるない。スト相宗されるが、この担合の対応は野蛮実施する
				要となるケースも想定されるが、この場合の対応は町で実施する。 また、改築 (スパン全体での布設替えあるいは管更生) についても、
				対応は町が実施する。

通番	資料名	頁数	項目			修正前(9月	13日公表)				修正後(10	月9日公表)	
23	要求水準書	17	第3	事業者は適切な維持管理・運営が行われていることが確認できる各種デ						事業者は適切な維持	管理・運営が行	われている	ことが確認できる各種デ
			3	ータを	を記録し、 <u>1年に</u>	1回以上、町に	工報告するこ	と。		ータを下表に定める頻	<u>i度で</u> 記録し、町	丁に報告する	こと。
			(2) モニタリング・報告	各種	重データとして、	下表で揚げる <u>/</u>	<u>く量・</u> 水質 <u>の</u>	ほか、汚泥発生量	、汚泥	各種データとして、	下表で揚げる水	く質 <u>について</u>	は、業務年間報告書にて
				処分量	量及び専用管渠の	点検結果・保守	F結果につい	ては、最低限記録	• 報告	報告すること。また、	下表に掲げる放	対流水量のほ	か、汚泥発生量、汚泥処
				するも	ものとする。具体	的な報告方法は	は事業契約に	よる。		分量及び専用管渠の点	検結果・保守網	5果について	は、最低限記録し、業務
							1		7	月間報告書にて報告す	するものとする。	。具体的な	報告方法は事業契約によ
					測定対象	記録項目	単位	記録頻度		る。			
						流入 BOD	mg/1	1回/年以上					内容が事業契約に定める
						流入 COD	mg/1	同上					で実施する。事業者は、
					処理施設	流入SS	mg/1	同上			について協力す	すること。具	体的なモニタリング方法
					への流入水	流入 T-N	mg/1	同上		は事業契約による。			
						流入 T-P	mg/1	同上		No. 1 to 1 to 1	I k		
						流入 N-^キ	mg/1	同上		測定対象	記録項目	単位	記録頻度
						放流水量	m ³ /日	同上			流入 BOD	mg/1	1回/年以上
						放流 COD	mg/1	同上	1		流入 COD	mg/1	同上
					処理施設	放流SS	mg/1	同上	1	処理施設	流入SS	mg/1	同上
					からの放流水	放流 T-N	mg/l	同上		への流入水	流入 T-N	mg/1	同上
					77 J V J V J V J V J V J V J V J V J V J	放流 T-P	mg/l	同上			流入 T-P	mg/1	同上
						放流 N-ヘキ	mg/1	同上	1		流入 N-^キ	mg/1	同上
						放流 pH	_	同上			放流水量	m ³ /日	<u>毎日</u>
											放流 COD	mg/1	1回/年以上
										処理施設	放流 S S	mg/1	同上
										からの放流水	放流 T-N	mg/1	同上
											放流 T-P	mg/1	同上
											放流 N-ヘキ	mg/1	同上
											放流 pH	_	同上
	T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(a) znm (l) y AANHIH. N	* (-	T. / 1. \(\forall \)	47 14 6 40) - 30.0	- L			N#44 Tr. / NAPR 1 4	¥ 5 da - 12 la - 1	47 44 47 470	
24	要求水準書	2	(2)残置されている舗装構成	※ 1	取付道路は <u>町で</u>	緑看色部に設置	重する才定で	める。		※1 取付追路は <u>水色</u>	<u> 看色部ではなく</u>	<u>、</u>	こ設置する予定である。
95	添付資料2		図	<i>→ I</i> mi	Γ - 	0.7 2.				(水山下人)			
25	要求水準書	2	(2)残置されている舗装構成	上側	「盛土撤去 A=	8.7 m]				(削除)			
	添付資料2		図 標準断面図 取付道路										
			標準例面図 取刊										
26	要求水準書	1	水質設定根拠と排水事業者の	(ज/ ह	より4 年度宣元編		少敕借重坐甘	本計画測量調査業	袋 艹	(巫战 94 年帝宣元岐	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	投敕 儘重要目	基本計画測量調査業務 共
20	安水水平音 添付資料 6		水質放足低拠と排水事業有の 排水水質の一例		以 24 年度呂ケ <u>楓</u> 非水処理施設報告	_		冲 可凹侧里酮宜果	大分 六	「平成 24 平度呂ヶ <u>崎</u> 同排水処理施設報告	_		分中可凹侧里侧耳未伤 共
	10011 包括 D		目頭	1111	77/11人ごグ土川・旧以下以口	目で 印州丰/				門別小八尺七十旭以刊口	目で 明州丰/		
		<u> </u>											

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
27	要求水準書		排水処理移設への流入管の条		(2頁の資料を1頁に統合し、追加資料3の追加に伴い、紛らわしい表現
	添付資料8		件	_	を削除した。また、検討の進展に伴い、管底高等の値を修正した。)
28	要求水準書	2	排水処理施設と海域への放流	雨水ボックスカルバートの設計では	(削除)
	添付資料 10		管との取合い図		
			右上		
29	要求水準書	1	排水処理施設との上水、下水と	供給処理施設配置図	(削除)
	添付資料 11		の取合い説明図		
			右上		
30	要求水準書	2	排水処理施設との上水、下水と	※汚水取付管図という表記直下の「排水処理施設」という表記	(削除)
	添付資料 11		の取合い説明図		
			右側 汚水取付管図		
31	要求水準書	2	排水処理施設との上水、下水と	注) 図では排水処理施設の地盤高が+3.125(TP+2.25)の場合、汚水の管底	注) 排水処理施設の地盤高さは3.55m以上とすること。
	添付資料 11		の取合い説明図	まで深さが 1,200mm であることを示す。	注) 図では排水処理施設の地盤高が+3.125(TP+2.25)の場合、汚水の管底
			右側 汚水取付管図	注)事業者からの生活雑排水等は町で施工した汚水枡に接続すること(ピ	まで深さが 1,200mm であることを示す。
				ンク矢印)。	注)事業者からの生活雑排水等は町で施工した汚水枡に接続すること(ピ
					ンク矢印)。
					注) 官民境界は敷地境界と同義である。
32	要求水準書	1	排水流量計の設置・管理範囲の	町で設置・管理	町で設置、事業者が管理
	添付資料 12		説明図 取付管		
33	要求水準書		専用管渠の計画資料	_	(頁番号を修正)
	添付資料 13				
34	様式集		提出書類一覧		
			第4	<u>任意様式</u> <u>全体</u> 平面図 ※縮尺: <u>NONE</u>	<u>指定様式</u> 一般平面図 ※縮尺: <u>1/600</u>
			(4) 図面及び設計資料	(水の流れ、汚泥の流れ、電力引き込みルート、汚泥	<u>(追加資料</u> (水の流れ、汚泥の流れ、電力引き込みルート、汚泥
			様式名 全体平面図	等場外搬出ルート、外構計画を明示すること)	<u>6)</u> 等場外搬出ルート、外構計画を明示すること)
35	様式集	様式	事業収支計画計算書	物価変動は無いものとすること。消費税及び地方消費税は、平成 25 年	物価変動は無いものとすること。消費税及び地方消費税は、5%として
		7-4	注1)	度は 5%、平成 26 年度は 8%、平成 27 年度以降は 10%として、「②キャ	「②キャッシュフロー計算書」においてのみ計上(適宜項目追加)するこ
		別紙①		ッシュフロー計算書」においてのみ計上(適宜項目追加)すること。	と。
36	様式集	様式	放流水質	提案放流水質	計算上の処理水質
		8-1	表頭		

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
37	様式集	様式 8-3	排水処理施設設備等の耐久性、環境保存性	 ・施設の耐久性、流入水量・流入水質の変化に対する柔軟性等に関して、機器仕様上の配慮や工夫について記載すること。 ・本施設において、ライフサイクルコストを低減させるための配慮や工夫について記載すること。 ・施設の保全性に係る配慮や工夫について記載すること。 ・設備定期点検時、事故及び故障時の復旧対応等における設計面での配慮事項について記載すること。 ・周辺地域特性を踏まえ、設計面における環境保全対策(騒音、振動、臭気抑制等)として配慮した事項について記載すること。 	 ・施設の耐久性、流入水量・流入水質の変化に対する柔軟性等に関して、機器仕様上の配慮や工夫について記載すること。 ・本施設において、ライフサイクルコストを低減させるための配慮や工夫について記載すること。 ・施設の保全性に係る配慮や工夫について記載すること。 ・設備定期点検時、事故及び故障時の復旧対応等における設計面での配慮事項について記載すること。 ・周辺地域特性を踏まえ、設計面における環境保全対策(騒音、振動、臭気抑制等)として配慮した事項について記載すること。なお、それらの方法(方式・能力)の選定根拠については、各種根拠資料等で確認するため、該当資料の参照先を記載すること。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日)」に記載の構造体の耐震安全性の分類(I、II、III類)のうち、該当する(若しくはもっとも近い)分類を記載すること。なお、その根拠は各種根拠計算資料等で確認するため、該当資料の参照先を記載すること。
38	基本協定書(案)	2	第4条第2項	2 事業者グループ及び出資企業は、本事業予定者への全ての出資企業を して、事業期間中、本事業予定者の株式を保有させなければならず、事 前の書面による町の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定、その 他の一切の処分を行わせてはならない。	2 事業者グループ及び出資企業は、本事業予定者への全ての出資企業を して、事前の書面による町の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設 定、その他の一切の処分を行わせてはならない。
39	基本協定書(案)	9	出資者誓約書	6 第4項及び第5項に規定する場合を除き、当社らは、 <u>本契約</u> の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、町の事前の書面による承諾を得て行うこと。	6 第4項及び第5項に規定する場合を除き、当社らは、本件事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、町の事前の書面による承諾を得て行うこと。
40	事業契約書(案)	表紙	2 履行期間	平成 26 年 月 日 から 平成 <u>46</u> 年 3 月 31 日 まで	平成 26 年 月 日 から 平成 <u>47</u> 年 3 月 31 日 まで
41	事業契約書(案)	1	第1条 (11)	(11) 「構成員」とは、 <u>事業者グループを構成する企業をいう。</u>	(11) 「構成員」とは、 <u>事業者グループを構成する企業のうち特別目的会社</u> に出資し、事業者から直接業務を受託する者をいう。 (12) 「協力会社」とは、事業者グループを構成する企業のうち構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託、又は請け負うことを予定している者をいう。特別目的会社への出資は行わない。 ※「協力会社」の追加に伴い、第1条において、以下、番号を修正

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
42	事業契約書(案)	2	第1条(30)	(30) 「維持管理・運営期間」とは、第6条に基づき作成される全体スケジュール表において指定された、本施設についての維持管理・運営期間の開始日から平成46年3月31日までの期間をいう。	(31) 「維持管理・運営期間」とは、第6条に基づき作成される全体スケジュール表において指定された、本施設についての維持管理・運営期間の開始日から平成47年3月31日までの期間をいう。
43	事業契約書(案)	3	第5条第1項	第5条 事業者は、本件土地において、事業者の費用負担の下に、本契約で定めるところに従い、本施設を設計し、本施設を建設し、町に引き渡すとともに、平成46年3月31日までの間、本施設の維持管理及び運営並びに専用管渠の維持管理を行う。町及び事業者は、本契約により建設された本施設の所有権が、原始的に町に帰属することを相互に確認する。	第5条 事業者は、本件土地において、事業者の費用負担の下に、本契約で 定めるところに従い、本施設を設計し、本施設を建設し、町に引き渡す とともに、平成47年3月31日までの間、本施設の維持管理及び運営並 びに専用管渠の維持管理を行う。町及び事業者は、本契約により建設さ れた本施設の所有権が、原始的に町に帰属することを相互に確認する。
44	事業契約書(案)	3	第8条	第8条 町は、事業者が、本事業に係る業務を事業日程に従って実施できるように、本件土地の使用権限を確保し、事業期間にわたって維持するものとする。 2 事業者は、本契約に基づく義務の履行以外の目的で本件土地を使用してはならない。 3 事業者は、本件土地が公有財産であることを常に配慮し、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。 4 本件土地の使用期間は、本契約が有効に存続している期間中とする。	第8条 町は、事業者が、本事業に係る業務を事業日程に従って実施できるように、本件土地の使用権限を確保し、事業期間にわたって維持するものとする。 2 事業者は、本契約に基づく義務の履行以外の目的で本件土地を使用してはならない。 3 事業者は、本件土地が公有財産であることを常に配慮し、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。 4 本件土地の使用期間は、本契約が有効に存続している期間中とする。 5 本件土地の使用の対価は、無償とする。
45	事業契約書(案)	5	第14条第3項	3 事業者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより <u>契約期間</u> に遅れが生じた場合は、町と協議を行うものとする。	3 事業者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより <u>事業日程</u> に遅れが生じた場合は、町と協議を行うものとする。
46	事業契約書(案)	7	第 16 条第 1 項	第16条 事業者は、本契約に関し、第15条第1項第2号アからエまでのいずれかに該当するときは、町が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、施設整備費に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10分の1に相当する額を町の指定する期間内に支払わなければならない。建設業務が完了した後も同様とする。	第16条 事業者は、本契約に関し、第15条第1項第2号アから工までのいずれかに該当するときは、町が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、施設整備費に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10分の1に相当する額を町の指定する期間内に支払わなければならない。建設業務が完了した後も同様とする。ただし、同条項同号に該当する事実が町が当事者となる契約に関してなされた場合ではなく、かつ町が本契約を解除しない場合においては、町は相当と認める額まで賠償金の額を減額することができるものとする。
47	事業契約書(案)	7	第 19 条第 1 項	第19条 事業者は、本施設の建設業務の実施に先立って、自己の責任及び 費用負担において、 <u>周辺住民</u> に対して建設業務及び維持管理・運営業務に 関する実施計画につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならな い。この場合において、町は、必要と認める場合には、事業者が行う説明 に協力するものとする。	第 19 条 事業者は、本施設の建設業務の実施に先立って、自己の責任及び 費用負担において、 <u>周辺立地企業</u> に対して建設業務及び維持管理・運営業 務に関する実施計画につき説明を行い、了解を得るよう努めなければなら ない。この場合において、町は、必要と認める場合には、事業者が行う説 明に協力するものとする。

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
48	事業契約書(案)	7	第 19 条第 2 項	2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、 地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、交通障害その他の建設業務及 び維持管理・運営業務の実施が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案 し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。近隣対策の実施につ いて、事業者は、町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告す るものとする。	2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、 地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、交通障害その他の建設業務及 び維持管理・運営業務の実施が <u>近隣地域住民等</u> の生活環境に与える影響を 勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。近隣対策の実施 について、事業者は、町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報 告するものとする。
49	事業契約書(案)	8	第 19 条第 5 項	5 事業者が行う維持管理・運営業務の結果、 <u>近隣住民</u> との間で生じた紛争 の処理に関する費用については、事業者が負担するものとする。	5 事業者が行う維持管理・運営業務の結果、 <u>近隣地域住民等</u> との間で生じた紛争の処理に関する費用については、事業者が負担するものとする。
50	事業契約書(案)	14	第 40 条	(設計図書の変更) 第40条 町は、必要があると認めるときは、設計図書又は建設業務の変更 内容を事業者に通知してこれを変更させることができる。この場合におい て、町は、必要があると認められるときは本件工事期間又は施設整備費を 変更し、事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければなら ない。ただし、設計図書又は建設業務の変更が事業者の責めに帰すべき事 由に基づく場合はこの限りではない。	(建設業務の変更) 第40条 町は、必要があると認めるときは、建設業務の変更内容を事業者 に通知してこれを変更させることができる。この場合において、町は、必 要があると認められるときは本件工事期間又は施設整備費を変更し、事業 者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただ し、建設業務の変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限 りではない。
51	事業契約書(案)	17 ~ 18	第 53 条第 1 項	第53条 町は、事業者に対し、別紙8に定める施設整備費を、町が事業者から本施設の引渡しを受けた後で、町が事業者から町の定める様式による請求書を受領した日から30日以内に一括して支払うものとする。ただし、本契約の定めにより施設整備費の総額が増減した場合には、その割合に合わせて以下の支払額も増減するものとする。	第53条 町は、事業者に対し、別紙8に定める施設整備費を、町が事業者から本施設の引渡しを受けた後で、町が事業者から町の定める様式による請求書を受領した日から30日以内に一括して支払うものとする。ただし、本契約の定めにより施設整備費の総額が増減した場合には、その割合に合わせて支払額も増減するものとする。
52	事業契約書(案)	18	第 55 条第 2 項	2 前項の損害金の額は、施設整備費から、本件工事期間の終了日における 出来形部分の工事費に相応する額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 年3.0%パーセントの割合で計算した額及び別途排水処理等を実施するに 際して要した費用とする。	2 前項の損害金の額は、施設整備費から、本件工事期間の終了日における 出来形部分の工事費に相応する額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 本件工事期間の終了日時点における最新版の「工事請負契約書」(平成8 年宮城県告示第412号)に定める、受注者の責めに帰すべき事由による履 行遅滞の場合における損害金の率(本契約締結時点では第46条第2項) で計算した額及び別途排水処理等を実施するに際して要した費用とする。 ただし、本施設についての維持管理・運営期間の開始日以降の分について は、第71条第2項の遅延損害金の中に含まれるものとし、同条項の遅延 損害金に加えて本項の損害金相当額の支払は要しないものとする。
53	事業契約書(案)	19	第 57 条第 6 項	6 <u>使用者</u> の動向の変化等により事業の安定性・継続性に影響が出るおそれ のあるときは、事業者は、町の承認を得た上で、別紙8に定めるところに より使用料金等を改定することができるものとする。	

通番	資料名 頁数	文 _	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
54	事業契約書(案) 22	45	第71条第2項	2 事業者の責めに帰すべき事由により、本件工事期間の延長等が生じ、本施設についての維持管理・運営期間の開始日に維持管理・運営業務を開始できない場合、事業者は、当該開始日から実際に本施設の維持管理・運営が開始されるまでの期間(両日を含む。)において、町が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額の負担とは別に、本施設の引渡しまでの延滞日数に応じ、施設整備費に消費税及び地方消費税相当額を加算した額につき、国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める当該開始日時点における率を乗じて計算した額の遅延損害金を町に支払うものとする。	2 事業者の責めに帰すべき事由により、本件工事期間の延長等が生じ、本施設についての維持管理・運営期間の開始日に維持管理・運営業務を開始できない場合、事業者は、当該開始日から実際に本施設の維持管理・運営が開始されるまでの期間(両日を含む。)において、町が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額の負担とは別に、本施設の引渡しまでの延滞日数に応じ、施設整備費に消費税及び地方消費税相当額を加算した額につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に規定する財務大臣の定める率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める当該開始日時点における率を乗じて計算した額の遅延損害金を町に支払うものとする。
55	事業契約書(案) 23	\$ P	第73条第1項	第73条 町は、事業者が提供するサービスの質及び内容が業務要求水準を満たすことを確認するため、以下のとおりモニタリングを行い、前条の業務月間報告書の受領後10日(土日・祝日除く。)以内に当該月の業務状況について事業者に通知するものとする。 (1)個別モニタリング事業者は、維持管理・運営業務のうち、1ヶ月を超えない周期で行われる点検・保守等の業務について、その実施後直ちに、業務結果を町に報告するものとする。かかる個別モニタリングの項目及び方法は、本契約締結後に事業者が作成する維持管理・運営業務仕様書及び業務年間計画書を基に町が策定するものとする。 (2)定期モニタリング町は、月に1回、前条に基づき提出された業務月間報告書を確認する他、必要なモニタリングを行うものとする。 (3)随時モニタリング町は必要と認めるときは、随時モニタリングを実施するものとする。	第73条 町は、事業者が提供するサービスの質及び内容が業務要求水準を満たすことを確認するため、以下のとおりモニタリングを行い、前条の業務月間報告書の受領後10日(土日・祝日除く。)以内に当該月のモニタリング結果について事業者に通知するものとする。 (1)個別モニタリング事業者は、維持管理・運営業務のうち、1ヶ月を超えない周期で行われる点検・保守等の業務について、その実施後直ちに、業務結果を町に報告するものとする。かかる個別モニタリングの項目及び方法は、本契約締結後に事業者が作成する維持管理・運営業務仕様書及び業務年間計画書を基に町が策定するものとする。 (2)定期モニタリング町は、月に1回、前条に基づき提出された業務月間報告書を確認する他、必要なモニタリングを行うものとする。 (3)随時モニタリング町は必要と認めるときは、随時モニタリングを実施するものとする。
56	事業契約書(案) 25	<u> </u>	第 82 条	(損害賠償等) 第82条 事業者の本契約の規定への違反、その他事業者の責めに帰すべき 事由により、町に損害が生じた場合、事業者は町に対して、生じた損害を 賠償する責任を負うものとする。 2 町の本契約の規定への違反、その他町の責めに帰すべき事由により、事 業者に損害が生じた場合、町は事業者に対して、生じた損害を賠償する責 任を負うものとする。	(削除) ※第82条の削除し、第112条に統合したことに伴い、以下、条の番号 を修正

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
57	事業契約書(案)	25	第 85 条第 3 項	2 前項の損害金の額は、維持管理・運営業務を実施することができなかった日数に応じ、維持管理・運営業務を実施することができなかった会計年度に係る年間当たりの使用料金につき、年3.0パーセントの割合で計算した額及び別途排水処理等に要した費用とする。 3 町の責めに帰すべき事由により、第58条第4項に規定する支払いが遅れた場合においては、事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを町に請求することができるものとする。	2 前項の損害金の額は、維持管理・運営業務を実施することができなかった日数に応じ、維持管理・運営業務を実施することができなかった会計年度に係る年間当たりの使用料金につき、第112条に定める割合で計算した額及び別途排水処理等に要した費用とする。
58	事業契約書(案)	25	第5章	第5章 <u>契約</u> 期間及び契約の終了並びに契約解除等	第5章 事業期間及び契約の終了並びに契約解除等
59	事業契約書(案)	25	第 85 条	(<u>契約</u> 期間)	(<u>事業</u> 期間)
60	事業契約書(案)	26	第 86 条第 7 項	7 町は、本契約の終了に際し、別紙 14 に従い本契約終了時のモニタリングを実施し、業務要求水準を満たす状態にない場合には、期限を定めて必要な改修、修繕及び更新を事業者に指示する。事業者はこれに従って改修、修繕及び更新を履行しなければならず、それが履行されるまでの間、町は、施設整備費の未払額について支払を留保することができるものとする。	7 町は、本契約の終了に際し、別紙 14 に従い本契約終了時のモニタリングを実施し、業務要求水準を満たす状態にない場合には、期限を定めて必要な改修、修繕及び更新を事業者に指示する。事業者はこれに従って改修、修繕及び更新を履行しなければならない。
61	事業契約書(案)	28	第 89 条	第 <u>89</u> 条 町は、事業者に対して、180 日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができるものとする。この場合の措置については、前条第2項 <u>又は</u> 第4項を準用するものとする。	第 <u>88</u> 条 町は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、 他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができるものと する。この場合の措置については、前条第2項 <u>ないし</u> 第4項を準用するも のとする。
62	事業契約書(案)	29	第92条第2項第1号	(1) 町は、期間を定めて <u>前条第1項各号に掲げる</u> 業務の全部又は一部の停止を命じ、かつ、当該停止の範囲に応じて本契約の全部又は一部を解除することができる。町は、維持管理・運営業務の(全部ではなく)一部を終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設を原状に復し(経年劣化による部分はこの限りではない)、その明渡しを請求することができるものとする。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき又は、その必要がないと町が認めたときは、町は事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、町が相当と認める方法により補償を求めることができるものとする。	(1) 町は、期間を定めて <u>維持管理・運営</u> 業務の全部又は一部の停止を命じ、かつ、当該停止の範囲に応じて本契約の全部又は一部を解除することができる。町は、維持管理・運営業務の(全部ではなく)一部を終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設を原状に復し(経年劣化による部分はこの限りではない)、その明渡しを請求することができるものとする。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき又は、その必要がないと町が認めたときは、町は事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、町が相当と認める方法により補償を求めることができるものとする。
63	事業契約書(案)	30	第 94 条	第 94条 本施設の引渡し後において、町は、事業者に対して、180 日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができるものとする。この場合の措置については、前条第3項 又は第4項を準用するものとする。	前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
64	事業契約書(案)	35	第 112 条	(<u>債務不履行</u> 等) 第 112 条 事業者は、本契約上の義務を履行しないことにより町に損害を与 えた場合、その損害を賠償しなければならない。	(損害賠償等) 第 111 条 事業者の本契約の規定への違反、その他事業者の責めに帰すべき 事由により、町に損害が生じた場合、事業者は町に対して、生じた損害を 賠償する責任を負うものとする。 2 町の本契約の規定への違反、その他町の責めに帰すべき事由により、事 業者に損害が生じた場合、町は事業者に対して、生じた損害を賠償する責 任を負うものとする。
65	事業契約書(案)	35	第 113 条	第 113 条 町又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、 未払い額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の 率 (昭和 24 年大蔵省告示第 991 号) に規定する履行期日時点における割 合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。	第 112条 町又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、 本契約に別段の定めのある場合を除き、未払い額につき延滞日数に応じ政 府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号) に規定する履行期日時点における割合で計算した額の延滞利息を相手方 に支払わなければならない。
66	事業契約書(案)	36	第 115 条	(準拠法 <u>及び解釈</u>)	(準拠法 <u>等</u>)
67	事業契約書(案)	36	第 117 条	(<u>協議事項</u>) 第 117 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は、本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、町及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。	(解釈及び適用) 第 116 条 町と事業者は、本契約と共に、基本協定書及び公募関係書類に定められた事項が適用されることを確認する。 2 本契約、基本協定書及び公募関係書類を構成する各書類の内容に相違がある場合、本契約、基本協定書、募集要項等に対する質問回答、募集要項等、事業提案書等、実施方針に対する質問回答、実施方針等の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業提案書等において提案された内容が募集要項等に対する質問回答又は募集要項等に定められた内容より町に有利な場合には、その部分に限り、事業提案書等が募集要項等に対する質問回答又は募集要項等に対する質問回答又は募集要項等に対する質問回答又は募集要項等に優先するものとする。 3 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、町及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。
68	事業契約書(案) 別紙 4	40	2 維持管理・運営期間3 維持管理・運営期間終了後の業務に関する協議開始4 事業期間の終了	2 維持管理・運営期間 平成 年 月 日~平成 46 年 3 月 31 日 3 維持管理・運営期間終了後の業務に関する協議開始 平成 45 年 3 月 31 日まで 4 事業期間の終了 平成 46 年 3 月 31 日	2 維持管理・運営期間 平成 年 月 日~平成 47 年 3 月 31 日 3 維持管理・運営期間終了後の業務に関する協議開始 平成 46 年 3 月 31 日まで 4 事業期間の終了 平成 47 年 3 月 31 日

通番	資料名	頁数	項目	修〕	正前(9月13日公表)		修正後(10月9日公表)
69	事業契約書(案) 別紙8	44	第2 3 (1)物価変動による改定	使用料金については、物価変動を考慮した改定を行うことができる。 なお、改定は原則として事業年度に1回行うものとする。		使用料金は	こついては、物価変動	動を考慮した改定を行うことができる。
70	事業契約書(案)別紙8	44~45		原則として料金改定対象外	は次のとおりとし、それ以外の費用については、トとする。ただし、下記の費目においても事業者のり方(経営努力)に起因して費用が増減するとなとしない。 対象となる費目 ・光熱水費 ・用役費(事業者起因の増加は除く) ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費(未収費用含む) ・水質管理に係る経費 ・流量計の設置及び管理に係る経費 ・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費	それ以外の引 以下の「対象運営業務の記録したと認め 料金 使用料金	ーー 費用については、原貝 象となる費目」に属す	の「対象となる費目」に属する費用とし、 別として料金改定対象外とする。ただし、 する費用であっても、事業者の維持管理・ が増加した場合や事業者の工夫により削 対象としない。 対象となる費目 ・光熱水費 ・用役費(事業者起因の増加は除く) ・汚泥処理費 ・使用料金徴収に係る経費(未収費用 含む) ・水質管理に係る経費 ・人件費 ・保守管理費 ・巡視・点検に係る経費 ・清掃・修繕に係る経費 ・満量計の設置及び管理に係る経費
71	事業契約書(案)別紙8	45	第2 3 (1) イ 改定対象となる基準	対象費目基準電気、水道 連費用の料 された場合対象となる 間経費 した時点(業契約締約 点。改定後 改定した時 較して、10 減した 場合	・光熱水費に該当する費目毎に変動を確認し、当該費目のみ基準を満たす場合に改定 費目の年料金設定当初は事造した時は直近の点)と比1%以上増	対象費目 光熱水費	基準 電気、水道などの	を満たす場合に改定 Rと Eの ・改定対象となる費目及び当該費目上のいて単価と年間経費のいずれを基準とするのかについては、町と事業者との協議に

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
72	事業契約書(案)	45	第 2	(ア) 光熱水費	(ア) 光熱水費
	別紙 8		3	電気料金をはじめとした各光熱水費について、それぞれ料金改定が	電気料金をはじめとした各光熱水費について、それぞれ料金改定が
			(1)	された場合、改定対象となる金額(提案額又は改定後は直近改定額)	された場合、料金改定後の光熱費に基づき、使用料金等を改定する。
			ウ 改定の方法	と直近の光熱水費の比率を算定する。このとき、指数比に小数点第4	
				位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	(イ) その他経費
				ただし、価格比の絶対値が10%以下であった場合には、物価変動に	「ア 対象となる費用」に規定の「対象となる費目」欄の費用毎に
				基づく料金改定を行わないものとする。	その単価(費目によっては年間経費)に変動が発生した場合、変動後
					の単価(費目によっては年間経費)の金額を、現行の使用料金等を決
				(イ) その他経費	めた際(提案時又は改定後は直近改定時)の当該費目の金額で除し、
				基準に当てはまる物価変動が発生した場合、 改定の対象となる金額	<u>価格比を算定する</u> 。このとき、比率に小数点第4位未満の端数が生じ
				(提案額又は改定後は直近改定額)と直近の金額の比率を算定する。	た場合には、これを切り捨てるものとする。
				このとき、比率に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを	算定された価格比が0.9以下、若しくは、1.1以上の場合には、変動
				切り捨てるものとする。	後の単価(費目によっては年間経費)の金額に基づき、使用料金等を
				算定された価格比をもとに改定額を算定する。ただし、価格比の絶	<u>改定する。</u>
				対値が10%以下であった場合には、物価変動に基づく料金改定を行わ	
				<u>ないものとする。</u>	
73	事業契約書(案)	45~46	第 2	事業期間中、【毎月末】に各光熱水費の改定の有無について確認する。	事業期間中、【毎月末】に各光熱水費の改定の有無について確認する。
	別紙8		3	このとき、当該改定が上記の改定基準を満たす場合に改定を実施する。	このとき、当該改定が上記の改定基準を満たす場合に改定を実施する。
			(1)	<u>なお、</u> 改定が必要である判断された場合には、確認時の翌々月の <u>支払い</u>	改定が必要である判断された場合には、確認時の翌々月の <u>使用料金等の</u>
			エ	より反映するものとする。	<u>額</u> より反映するものとする。
			(ア) 光熱費		
74	事業契約書(案)	46	第 2	<u>毎事業年度の</u> 1月に改定の <u>可否</u> について判断する。	<u>毎年</u> 1月に改定の <u>要否</u> について判断する。
	別紙 8		3	改定が必要であると判断された場合には、改定の翌年度の支払いより反	改定が必要であると判断された場合には、翌事業年度(4月以降)の使
			(1)	映する。	<u>用料金等の額</u> より反映する。
			エ		
			(イ) その他経費		
75	事業契約書(案)	46	第2	法令等の変更により、維持管理・運営に係る対価に対する消費税等の税	法令等の変更により、維持管理・運営に係る対価に対する消費税等の税
	別紙 8		3	率に変更が生じた場合、変更後の <u>消費税相当額に基づ</u> いて、対価の改定を	率に変更が生じた場合、変更後の <u>税率に基づき、</u> 改定を行う。
			(2)消費税及び地方消費税等	行う。	
			の税率変更による改定		
					ı

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
76	事業契約書(案)	46	第3	維持管理・運営期間中、最低保証の基準となる年間の排水事業者からの	維持管理・運営期間中、最低保証の基準となる年間の排水事業者からの
	別紙 8		1 維持管理・運営に係る対価	排水量(以下「基準排水量」という。)を m³、最低保証の算定基	排水量(以下「基準排水量」という。)を m³、最低保証の算定基
			(最低保証) が支払われる場	準となる(1立方メートル当たりの)単価(以下「基準単価」という。)	準となる(1立方メートル当たりの)単価(以下「基準単価」という。)
			合及びその額	を金 円とし、毎事業年度末に年間の排水事業者からの排水量の計	を金 円とし、基準排水量に基準単価を乗じた金額を最低保証基準
				測結果 (毎月の排水量の年間の合計値) を集計して、基準排水量を下回っ	額とする。
				ていた場合に、以下の算定式に従って定める。	毎事業年度末に年間の排水事業者からの排水量の計測結果(毎月の排水
					量の年間の合計値)を集計して、基準排水量を下回っていた場合に、町は
					以下の算定式に従って計算した維持管理・運営に係る対価(最低保証)を
					支払う。_
					ただし、計算結果がマイナスとなる場合には、維持管理・運営に係る対
					価(最低保証)は支払われない。
77	事業契約書(案)	47	第3	①最低保証基準額が年間維持管理・運営経費以下の場合	①最低保証基準額が年間維持管理・運営経費 (※1) 以下の場合
	別紙 8		1	最低保証額(維持管理・運営に係る対価)	最低保証額(維持管理・運営に係る対価)
			<算定式>	= 最低保証基準額 (※1) - 年間使用料金収入(※2)	= 最低保証基準額 - 年間使用料金収入(※2)
				②最低保証基準額が年間維持管理・運営経費より大きい場合	②最低保証基準額が年間維持管理・運営経費より大きい場合
				最低保証額(維持管理・運営に係る対価)	最低保証額 (維持管理・運営に係る対価)
				= 年間維持管理・運営経費 - 年間使用料金収入(※2)	= 年間維持管理・運営経費 - 年間使用料金収入(※2)
				※1: <u>基準排水量×基準単価により算定</u>	※1:年間を通じ、維持管理・運営にかかった経費
				※2:排水事業者から支払われる使用料金・流量計使用料金による	※2:排水事業者から支払われる使用料金・流量計使用料金による収
				収入の年間合計額(未収金額を含む)	入の年間合計額(未収金額を含む)以下の場合
78	事業契約書(案)	47	第3	2 維持管理に係る対価の改定	2 維持管理に係る対価 (最低保証) の改定
	別紙 8		2 維持管理に係る対価の改	維持管理・運営に係る対価のうち基準単価については、次のルールに適	「1 維持管理・運営に係る対価(最低保証)が支払われる場合及びそ
			定	合する場合に、改定ができるものとする。原則として次の改定ルールに基	<u>の金額」に規定する</u> 基準単価については、次のルールに適合する場合に、
				づいて行うものとするが、改定に当たっては、事前に町に対して説明を行	改定ができるものとする。原則として次の改定ルールに基づいて行うもの
				うものとし、町の承諾を得るものとする。	とするが、改定に当たっては、事前に町に対して説明を行うものとし、町
					の承諾を得るものとする。
					なお、基準単価が改定された場合、維持管理・運営に係る対価(最低保
					証) は、改定後の基準単価に基づき、算定される。

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
79	事業契約書(案)	50	第1	事業者は、排水事業者との排水処理契約を締結する際に、下記の条件を	事業者は、排水事業者との排水処理契約を締結する際に、下記の条件を
	別紙 10		1 契約の前提	遵守すること。	遵守すること。
				・全排水事業者と同一の条件で契約すること。	・全排水事業者と同一の条件で契約すること。
				・排水事業者との契約書の作成に当たっては、事業者は、提案書提出の	・排水事業者との契約書の作成に当たっては、事業者は、排水事業者と
				<u>前までに</u> 町との協議の場を設けること。	<u>協議する前に</u> 町との協議の場を設けること。
				・排水事業者との排水処理契約の締結に当たっては。町の確認を得るこ	・排水事業者との排水処理契約の締結に当たっては。町の確認を得るこ
				<u>ک</u> .	と。
				・ 対象地域に立地する排水事業者から利用の申し込みがあった場合に	・処理対象区域に立地する排水事業者から利用の申し込みがあった場合
				は、町が認める場合を除き、排水事業者の施設の利用を認め、排水処	には、町が認める場合を除き、排水事業者の施設の利用を認め、排水
				理契約を締結すること。	処理契約を締結すること。
					事業者は、排水処理契約の締結に当たり、排水事業者に少なくとも次の
					事項を遵守させること。
					・事業者と排水処理契約を締結すること
					・専用管渠へ接続し、排水すること(専用管渠以外に汚水を流さないこ
					と。流量計を使用して排水すること)
					・排水は基準値以下の水質とすること
					・使用する権利を他者へ譲渡又は転貸をしないこと
					・使用料金及び流量計使用料金を納付すること
					・排水事業者の敷地内に立ち入り、流量計の設置、水質検査及び流量計
					の保守点検等に協力すること
					・流量計について責任をもって保管すること ・排水事業者の帰すべき事由により流量計が棄損、若しくは流量計の機
					能を損ねた場合には、排水事業者の負担において速やかに原状回復す
					配を頂ねた物口には、排水事業有の負担において座 (がに原水回復 y ること
80	事業契約書	50	第1	事業者は、排水事業者との排水処理契約において、少なくとも下記の事	事業者は、排水事業者との排水処理契約において、少なくとも下記の事
	別紙 10		2 契約の内容	項を記載すること。	項を記載すること。
				・排水事業者の遵守事項(排水の水質基準、排水事業者が自己の責任で	・排水事業者の遵守事項(排水の水質基準、排水事業者が自己の責任で
				管理する設備の範囲等)、排水処理施設利用に当たっての条件 ・契約の解除条件	管理する設備の範囲等)、排水処理施設利用に当たっての条件 ・契約の解除条件
				・排水量・排水の水質の測定方法	・排水量・排水の水質の測定方法
				・併水里・併水の水真の側足方伝・使用料金及び水量計使用料金の金額、徴収方法	・伊小里・伊小の小真の側足方伝・使用料金及び流量計使用料金の金額、徴収方法、使用料金等の改定方
				・ 使用料金及の水重計使用料金の金額、徴収方伝・ 遵守事項等に違反した場合の措置(事業者の措置、町の措置)	法
				・排水事業者、町、事業者の3者での協議の場の設置	・遵守事項等に違反した場合の措置(事業者の措置、町の措置) ・
				カカチャロ・コ・サベロップ U C v Z MMMX v Z My v Z MY E	・排水事業者、町、事業者の3者での協議の場の設置
					DIGG J /N D V T J /N D V O D C V / MINDAV / M V BA EL

通番	資料名	頁数	項目	修正前(9月13日公表)	修正後(10月9日公表)
81	事業契約書(案)	54	不可抗力による増加費用及び	当該増加費用又は損害の額を、事業期間を通じて全て累計し、本施設の	当該増加費用又は損害の額を、 <u>事業年度毎に</u> 全て累計し、 <u>当該事業年度</u>
	別紙 13		損害の負担	別紙8記載の「契約にて規定する最低保証基準額」 に基づく全事業期間にお	<u>における、</u> 別紙8記載の「最低保証基準額」の1%に相当する金額に至る
			2 維持管理・運営業務に関し	<u>ける使用料金等の総額</u> の1%に相当する金額に至るまでは事業者の負担と	までは事業者の負担とし、これを超える額については町の負担とする。
			て生じた増加費用又は損害	し、これを超える額については町の負担とする。	ただし、不可抗力に関して保険金が事業者に支払われた場合には、当該
				ただし、不可抗力に関して保険金が事業者に支払われた場合には、当該	保険金額相当額のうち上記事業者の負担額を超える部分は町の負担額か
				保険金額相当額のうち上記事業者の負担額を超える部分は町の負担額か	ら控除する。
				ら控除する。	
82	事業契約書(案)	56	事業者等が付保する保険	本契約に規定する、事業者等が付保する保険は以下のとおりとする。	本契約に規定する、事業者等が付保する保険は以下のとおりとする。
	別紙 15			事業者、建設企業又は維持管理・運営企業は、以下の保険契約を締結し	事業者、建設企業又は維持管理・運営企業は、以下の保険契約を締結し
				た場合、その保険証券を遅滞なく町に提示するものとする。	た場合、その保険証券を遅滞なく町に提示するものとする。
				また、町の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解除をすることが	また、町の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解除をすることが
				できない。	できない。
				さらに、業務遂行上における人身、対物の事故については、その <u>尊大</u> に	さらに、業務遂行上における人身、対物の事故については、その <u>損害</u> に
				対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。	対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。
83	事業契約書(案)	57	出資者誓約書	_	(事業協定書(案)に添付のものに合わせ、差し替えました。)
	別紙 16				

平成25年9月13日に公表した「女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業」募集要項等について、次の資料を追加する。

【追加資料一覧】

- ・追加資料1 事業用定期借地権設定契約構成証書 ひな型
- 追加資料 2 女川町水産加工流通復興計画
- ·追加資料 3 施設増設用地平面図
- · 追加資料 4 放流管模式図
- 追加資料 5 放流管位置図
- · 追加資料 6 一般平面図指定様式